

2 教育課程

1 教育課程とは

教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画」である。

2 教育課程の編成

各学校においては、教育基本法及び学校教育法、その他の関係法令並びに学習指導要領の示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分に考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

(1) 編成の主体

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、児童生徒に生きる力を育むことを目指す。

学校全体の責任者である校長の指導のもと、学校の運営組織を生かし、全教職員が共通理解を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成するよう努めなければならない。

(2) 編成の原則

学習指導要領は、国が教育課程の基準として定めたものであり、教育課程の編成及び実施に当たっては、その趣旨を十分に踏まえる必要がある。

<学習指導要領の基本的な考え方>

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

ウ 特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(「小学校学習指導要領解説 総則編」 平成 29 年 7 月 文部科学省)

3 教育課程の編成の実際

(1) 各学校の教育目標と教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

教育課程の編成に当たっては、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。その際、各学校で定める総合的な学習の目標との関連を図るものとする。

また、各学校においては、児童生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。それとともに、児童生徒の発達の段階及び学校、地域の実態を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越え、次代の社会を形成するための現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成できるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図る。

(2) 授業時数等の取扱い

各学校においては、学校教育法施行規則や学習指導要領に定められた年間授業時数や授業

週数を踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、授業時数を定める。また、その運用においては、指導時間確保のため、定期的に授業時数を調査し、確認する必要がある。

なお、時間割については、各学校において、地域や児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫し弾力的に編成することができる。

ア 年間の授業時数

小学校	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	道徳	外国語活動	総合	特別活動	合計
1	306		136		102	68	68		102		34			34	850
2	315		175		105	70	70		105		35			35	910
3	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980
4	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
5	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	35	1015
6	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015
計	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	140	209	70	280	209	5785

中学校	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動	総合	合計
1	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015
計	385	350	385	385	115	115	315	175	420	105	105	190	3045

イ 年間の授業週数

各教科等の授業時数は、年間 35 週（小学校第 1 学年は 34 週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じて、長期休業期間に授業日を設定するなど、授業を特定の期間に行うこともできる。

ウ 授業の 1 単位時間

授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

ただし、ここでいう「年間授業時数を確保しつつ」とは、授業時数の 1 単位時間を小学校では 45 分、中学校では 50 分として計算した学校教育法施行規則第 51 条（小）、第 73 条（中）の別表に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する。

また、授業時数確保のために、各学校の実情に合わせて短い時間を活用して行う授業や、45 分と 15 分の組合せによる 60 分授業等を設定して時間割を編成することもできる。

(3) 指導計画の作成

次の事項に配慮しながら、学校において創意工夫し、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。なお、総合的な学習の時間、特別活動、特別の教科 道徳については、学習指導要領の規定により指導計画を作成する。

ア 各教科等の指導内容については、単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 学年の内容を 2 学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。（小）

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。（小）

（「小・中学校学習指導要領 総則」 平成 29 年 3 月 文部科学省）

4 教育課程の実施と学習評価

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 児童生徒が各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。

イ 言語環境の整備と言語活動の充実

- ・ 各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童生徒の言語環境の充実を図る。併せて読書活動の充実を図る。

ウ 情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用

- ・ 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図る。
- ・ 各教科等の特質に応じて、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。(小)

エ 児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動の重視

オ 体験活動の重視

- ・ 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるように工夫する。

カ 興味・関心を生かした自主的、自発的な学習の促進

キ 学校図書館や地域の図書館、博物館、美術館等の積極的な活用

(2) 学習評価の充実

児童生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握するために、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにする。

5 児童生徒の発達の支援

(1) 児童生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学級経営の充実とガイダンス、カウンセリングの双方による児童生徒の発達の支援

イ 児童生徒理解を深めるとともに、学習指導と関連付けた生徒指導の充実

ウ 特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実

エ 指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実

- ・ 児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習、グループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた学習課題、補充的な学習や発展的な学習等の学習活動を取り入れる。

(2) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

ア 障害のある児童生徒への指導等

- ・ 特別支援学校等の助言又は援助を活用し、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。
- ・ 長期的な視点で教育的支援を行うために、関係機関との連携を図り、個別の教育支援計画を作成し、活用に努める。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への指導（日本語指導）

- ・ 学校生活への適応を図り、外国の生活経験を生かす指導を行う。
- ・ 日本語習得に困難のある児童生徒については、個々に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。通級による日本語指導については、教員間の連携に努め、効果的な指導に努める。

ウ 不登校児童生徒への配慮

- ・ 保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から個々の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行う。
- ・ 文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する際には、児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成し、個別学習やグループ別学習等、指導方法や指導体制の工夫改善に努める。

エ 学齢期を経過した者への配慮（中学校）

- ・ 学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、その実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

6 学校運営上の留意事項

各学校においては、実施した教育課程が、目標を効果的に達成する働きをしているかについて、適切に評価する必要がある。そのためには、教育課程の編成、実施及び成果について、

評価の観点をあらかじめ定め、観点ごとに評価を累積するなど計画的・組織的に行うことが大切である。その際、自己評価を行うだけでなく、学校関係者評価も取り入れ、目標とその成果を地域社会と共有していくことも必要である。

また、家庭や地域社会との連携及び協働を深めたり、地域における世代を越えた交流の機会を設けたりすることで「社会に開かれた教育課程」となるように進めていくことが重要である。

